

第4回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和6年7月10日（水） 午前10時00分～12時00分
会 場 小田原市生涯学習センターけやき 第2会議室（4階）
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、遠藤委員、須田委員、関田委員、瀬戸委員
ストービー委員、二見委員、星野委員、山岸委員、山本委員
市職員：【市民部】府川部長、倉橋副部長
【人権・男女共同参画課】内田課長、熊坂係長、大澤主任
欠席者 北村委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

事務局【熊坂係長】	定刻となりましたので、ただいまから、第4回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。 本日の進行を務めます、熊坂と申します。7月1日付で、前任者の町山に代わり、人権・男女共同参画課係長として着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、始めさせていただきます。 本日の委員会の出席委員は11名でございます。 委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者は、ございません。 本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 次に、委員の交代により令和6年4月から新しく委員となられた方もいらっしゃると思いますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いいたします。 それでは、座席の順で、本委員会の委員長であります関東学院大学法学部教授の吉田様から時計周りで自己紹介をお願いします。
※委員自己紹介	
事務局【熊坂係長】	ありがとうございます。 なお、もうお一方、本日は都合により出席されておりませんが、小田原市立小中学校校長会より、前任者の中村栄江様に代わり、北村しのぶ様に委員を委嘱させていただきました。 北村様におかれましては、改めて皆様にご紹介させていただきます。 次に、事務局の紹介に移ります。 それでは、市民部長の府川から順に自己紹介をさせていただきます。

※事務局自己紹介	
事務局【熊坂係長】	ありがとうございました。 それでは、次に資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の名前を読み上げて確認) 資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。
※委員配布資料確認（過不足なし）	
事務局【熊坂係長】	よろしいでしょうか。 会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。 吉田委員長、よろしくお願いします。

2 議題

(1) 人権施策の推進に向けた令和6年度の進め方について

吉田委員長	それでは議題（1）から進めてまいります。「人権施策の推進に向けた令和6年度の進め方について」事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	議題（1）「人権施策の推進に向けた令和6年度の進め方について」、ですが、資料の具体的な説明に入る前に、前回までの委員会での協議内容を振り返り、説明をさせていただきます。 昨年来、諮問事項であります、指針に基づく人権施策を計画的に推進するために必要な方策について協議をしましてまいりました。これまでの協議結果としては、市の総合計画と紐づけ管理していくことを前提としたうえで、市の人権に関する取組について、各所管による取組の自己評価の実施と、その自己評価を基に本委員会として客観的に評価し、評価結果を市へ戻し、取組を改善していく進め方で実施していく方向性となりました。また、人権の取組状況を市民へ公表していくこととしました。そして、このような進め方としていくにあたり、評価方法のプロセスや評価基準をどうするかといった点についても協議したところです。 次に、本日、机上配布しました参考資料「人権施策の評価の進め方」をご覧ください。こちらは、3月の委員会において説明した資料から（案）の表記をとったものです。令和6年度では、市の人権施策の現状確認を行い、それを踏まえて令和7年度から9年度の3か年の中で達成する目標を市の各課で設定し、その内容を総合計画実行計画に反映したうえで、取り組んでいこうとするものです。3か年の目標を立てて、毎年度、取組の進捗経過を確認しながら、3年目の令和9年度には市の人権に係る全体的な評価を実施することで進めていくことを表したものです。

	この参考資料の進め方に沿って動いていく予定でしたが、5月の市長選挙で市長が変わり、これまでの総合計画の策定スケジュールに変更が生じるため、人権施策の評価の進め方についても年度に変更が生じることとなります。現時点では、市政として、短期、中期、長期といったスパンで何を進めていくのか、総合計画の実行計画にあたるスケジュールが明らかとなっていない。そのため、どのタイミングで市政の根幹となる計画の中に人権の視点を反映していくかは不明ですが、スケジュールが明らかとなったうえで、人権施策の評価の進め方のスケジュールも見直していくことになるかと思います。 恐らく、次に本委員会を開催するタイミングでは、見通しが示せるのではないかと考えておりますので、次回の委員会の際に委員の皆様にお示ししたいと考えています。 いずれにせよ、市政の根幹となる計画の実行計画が策定されるタイミングに、しっかりと人権の視点を反映できるように、今から準備作業に取り掛かっていく考えでおります。 ですから、本日は、今後、人権に関する取組の一連の評価作業を行う準備段階として、現在の市の人権施策の現状を確認していくことを進めてまいります。 それでは、これまでの説明を踏まえて資料1のご説明をさせていただきます。 この資料1は、参考資料である「人権施策の評価の進め方」の令和6年度の部分を具体的な作業として示した資料です。 資料は上から下に向かって時系列で作業が流れていくことを表しており、左側に人権の取組を行う市の庁内各課、真ん中を事務局である人権・男女共同参画課、右側を本委員会として、それぞれ作業フローを書いています。 始めに、市の人権施策の取組状況を確認するために、人権・男女共同参画課から各課へ、令和5年度末時点の状況について回答をお願いしました。そして、各課からの回答を事務局でとりまとめたものが、本日の委員会で提出した資料でございます。資料2-1は、人権指針の第4章分野別のカテゴリーごとに取組を分類したもので、資料2-2は、資料2-1の取組状況から事務局として読み取ったことを記載した資料です。資料3-1は、人権指針の第3章の項目について取組を分類し、資料3-2は、資料3-1の取組状況から事務局として読み取ったことを記載しています。人権の取組状況を確認し、その結果を今後の取組に活かしていくために、本委員会において委員の皆様から取組状況に対する意見をいただきたいと思いますと考えています。資料4は、その議論をするためのたたき台として、事務局で作成したもの
--	--

	でございます。 資料１にお戻りいただきまして、委員の皆様から本日、または、後日いただいた意見をまとめ、各課へ通知していくこととします。各課においては、通知を受けて自分たちの取組を振りかえってもらい改善していく部分などを検討していってまいります。その後、事務局から各課に対し、今後、３年程度の中期的なスパンにおいて取り組む人権施策の取組方針を策定してもらおうべく、照会をしていこうと思っています。そして、その照会による回答をまとめ、次回の委員会において、各課で設定した取組方針について委員の皆様にご確認してもらおう予定です。 取組方針について意見があれば、修正意見を添えて各課へ通知し再度見直しを検討してもらったうえで、出来るところから取組に着手してもらおうとともに、今後示される市政の根幹となる計画の中に人権の視点を反映していくように進めていきます。 また、昨年度に本委員会へ諮問された事に対する協議結果をとりまとめ、今年度末までに市長へ答申書を提出することとなります。これから、事務局で答申案の作成に取り掛かりますので、次回の本委員会において、案を委員の皆様へお示ししていきたいと考えています。 以上で、議題（１）について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	本日が初めての方もいらっしゃると思いますので、少し補足させていただきます。ある種の、セルフレポートシステムというものを導入したいとの方針で、各課が自身のところの取組を自己評価して、どのような課題が残っているかを書いて委員会へ出してもらい、委員会としての意見を付けてやりとりをします。必要があれば説明のために委員会へ来ていただき、最終的に答申案のようなものを提出する、そういうかたちで一度やってみましょうということでもあります。それで、本日は、このような年度の計画で一旦進めてみようと思いますがどうでしょうかということが事務局から説明をした内容であります。 まずはスケジュールについて、委員の皆様からご意見・ご質問等はいかがでしょうか。
山本委員	事務局から話がありましたが、前市長の時に作成した第６次総合計画がありまして、市長が代わったということで、議会で承認されたものではございますが、改めて特化して行っていく取組があるかと思います。私は、総合計画に係る審議委員でもあるのですが、こちらの委員会と同じように前年度の評価をしている最中ですが、その評価を早急なスケジュールの中で見直さないといけない状況であります。 大元となる総合計画がありまして、そこには３つの目標、７つの重点施策と２５の施策があって、その中に人権の施策も関わるわけですが、

	莫大な量を評価していくなかで、質問も多岐に渡ります。そのような状況では効率的に進めていくことが必要です。各課の職員を見ても業務に手一杯な所があり、人の割振りも相当厳しいという感じが見て取れます。それを踏まえると、こちらについても効率的に進めていけないといけないのだろうと思います。 行政の肩を持つわけではありませんが、やれることはやるというスタンスで、例えば質問が 100 個出たので 100 人の 100 部署から来てもらうのは現実的ではないわけです。ですから、ある程度事務局でとりまとめをして進めるとか、或いは委員で持ち帰って質問や意見を出して、それをまとめて返してもらうような形でないと進まないのではと思いますし、委員の皆さんの負担にもなります。本来なら一つずつ丁寧に行うべきではありますが、お互いの業務量を考えつつ進めることも仕方がないかと思います。今後何を進めていくのか、課題についてもっと議論していくべきではないかと思いますので、大まかなスケジュールは資料にあるようなことだと思いますが、やはり、やれることとやれないことがあると感じますので、それを考慮した進め方が良いと思います。
吉田委員長	ありがとうございます。 他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。
事務局【大澤主任】	7 月 1 日に委員長と副委員長と事務局で本日の委員会に当たっての事前の打ち合わせを行いました。その際に、委員長と副委員長からは、各課の取組状況などを受けて、直接、各課との対話が出来ることが必要ではないかとのご意見をいただきました。 事務局の考えとしては、対話ではなく書面でのやりとりが効率的で、最適な手法ではないかと考えています。その理由としては、いろいろな課に多岐に渡って取組がある中で、お呼びして対話ができる場を設けることが出来れば理想だと思います。しかし、委員として「このことを聞きたい」ということがあったとして、適任者の方とのマッチングが出来ない部分もございます。人の調整の部分とともに、時間が相当かかってしまうことが言えます。 事務局で紙のやりとりをした方が良いとお伝えしたのは、委員の皆様にとっても事前に質問内容をしっかり考えていただく準備が出来ること、そして、それを受けた市側としても内部での決裁をとった上で回答をお伝えできます。例えばこういった委員会の中で、どこかの部署をお呼びした時に、限られた委員会の時間で、委員の皆さんがそれぞれ聞きたいことがあるとします。一人の委員がご発言されている時には、その他委員全員で聞いているわけですから、質問ができる時間も限られてしまいます。ですから、皆さんが聞きたいことに対して、

	しっかりと幅広くお答えできるようにするには紙でのやり取りというのも非常に効果的であると、事務局では考えています。
吉田委員長	ただいま事務局から説明がありましたが、必要な時はお越しいただく必要もあるのだらうと思うのですが、一度やり取りをして、こちらから付けた意見に対し、どのようなアクションが返ってくるかを見た上で、そこで、再度、とりまとめをする間に必要があれば出席の依頼をすることもあるのだらうと思います。 とりあえずは一度やってみることでよろしいでしょうか。スケジュールだけ見ても、どのような点に問題があるかというのは分からないので、先に進めさせていただくということで。おそらく、議題（２）についてはご自宅でも見ていただいているかと思いますので、まずは、これについて事務局から説明をお願いします。

議題（２）指針第４章に関する各課取組の確認結果について

事務局【大澤主任】	それでは、議題（２）「指針第４章に関する各課取組の確認結果について」説明させていただきます。 人権分野ごとに庁内各課の取組を整理した資料２－１とその資料を基に事務局で確認した結果を書いた資料２－２をあわせてご覧ください。 これまでも人権の取組については、各課へ照会してきたところですが、今回、各課への照会を行うにあたっては、資料２－１にあるように実施結果だけでなく、他課と連携している内容や取組を進めていく上での今後の課題があれば書いていただくように記入欄を設け、実施したところです。 取組によっては、連携の様子や課題認識が読み取れない取組もあり、事務局として記入にあたり各課の温度差を感じた次第です。そのような実態を認識したうえで、事務局において人権指針における施策の方向性の内容と照らしながら、資料２－２で人権分野ごとに確認した結果を記載しました。 始めに、女性の人権についてですが、男女共同参画社会を実現していくための意識啓発であったり、女性活躍を推進するための取組、待機児童対策や預かり保育サービスなどの働きやすい環境整備に向けた取組を実施していますが、男女共同参画に向けた取組を進めている中で、市民の中で意識がどの程度高まっているのかといった点は分からない状況です。また、防災分野で女性の視点を取り入れる取組が記載されていますが、違う分野では女性の参画の実態はどのようなものであるかは読み取ることは出来ておりません。 次に、子どもの人権については、人権教育として、人権団体と連携
-----------	--

	した子どもたちへの教育の実施や教職員等を対象とした教育の機会を設けて取り組んでいます。子どもたちが学ぶ機会として十分であると言えるのか、また、人権について大人がどこまで理解できていて、それをどのように子どもに伝えることができているのかは分からない状況です。 児童虐待への対応は、関係機関との連携を図りながら未然防止に取り組んでいます。担当職員への負荷が課題としてあり組織的な対策が必要となっています。いじめへの対応は、未然防止のための教育、子ども等からの相談対応、関係機関での会議等を実施しています。学校における対応や支援において課題がどのようなところにあるのか、取組状況からは分からない状況です。その他、学校生活、社会生活、就学など、様々な相談業務を実施している中、不登校児童生徒や、支援を必要とする児童生徒が増加しています。そのため、相談対応などにあたり適切な相談体制を確保していくことが課題となっています。 次に、高齢者の人権については、地域包括支援センターを中核に生活に必要な援助や支援を行っているが、センターの事務負担が課題となっています。権利擁護支援である成年後見制度の利用促進が取組としてあるが、課題等の有無は分からない状況です。認知症に対する理解促進に向けた取組を実施しているが、今後、どのように展開していく考えであるか、適切な支援を受けるための相談体制については分かっていません。また、高齢者も利用しやすい施設や整備の推進では、公共施設等でのバリアフリー化が進められているが、高齢者利用が多い施設を所管する部署に取組が限られている印象があります。 次に障がい者の人権については、障がい福祉課による相談事業や学校での支援教育相談の件数が増加しており、支援体制構築が課題となっています。また、障がい者の暮らしを支えるサービスとして様々なサービスを実施しているが、支援を継続していく上での課題は分かりません。中には、取組の利用実績がなく、課題等も記載がないことから今後どのような方向性で考えているのか分からない取組もありました。社会参加と就労の促進では、一次産業と連携した就労支援が実施されていたり、障がい者スポーツへの支援等の取組を行っています。バリアフリー社会の推進に向けてはソフト面、ハード面とも、障がいのある人も利用しやすい配慮として取組が様々な部署で実施されていますが、市の事業の中で障がいをもたらすバリアがどこにあるのか洗い出されているかは分からない状況です。 次に部落差別については、研修を実施していますが、職員の理解がどこまで浸透しているのかは分かっていません。また、市民向けの啓発等は十分ではないと考えます。インターネット上の差別対応につい
--	--

	ては、削除要請を行っていますが、モニタリングの実施が今後の課題としてあります。 次に外国につながるのある人の人権については、在住外国人との交流やコミュニティづくりを目的とした事業をどのように発展させていくかが課題としてあります。市政やまちづくりへ参画を進めて行く取組は現時点では見られません。また、多様性を尊重する取組として、外国につながるのある人の人権を特に意識した教育などが出来ているかは読み取れません。情報発信の点では、翻訳機を用いた対応をしている取組が複数見られる中、やさしい日本語での対応は一部となっています。また、生活・相談支援への取組として、具体的な悩み事を申し出た場合の意思疎通の確保の取組は実施しているが、外国籍市民の悩みについての実態把握、課題認識が出来ているかは分からない状況です。 次に疾病等に関する人権問題については、市立病院として患者本位の医療提供に努めていますが、医療関係者の人権意識を高めるための取組の有無はわかりません。医療連携の促進では、様々な役割の人や機関で連携して虐待対応や入退院支援等に当たっています。疾病や感染症に対する正しい知識や情報の啓発では、新型コロナウイルス感染症を中心に情報発信を実施しました。 次に犯罪被害者等の人権については、被害者支援に係る庁内連携会議を設置し、現在、条例化に向けて検討を進めています。 次に刑を終えて出所した人等の人権については、相談対応は、市で実施しておらず、国の出先機関や地域の保護司の方が担っていることから、市としては、相談があった際に適切な支援につなげられるように準備することが課題です。また、罪を犯した人が再び手を染めないように関係団体との連携強化を図ること、市民の更生保護に対する理解を広く浸透させていくことが課題であります。 次にインターネット等による人権侵害については、職員向けの情報セキュリティ研修を実施していますが、市民向けの周知啓発の取組は現時点でありません。教育現場では、小中学生を対象としたインターネットや SNS 等の正しい使い方の学習を行っていますが、家庭や一般市民向けの啓発の取組はありません。また、インターネット上で差別や誹謗中傷の投稿があった場合の削除要請は部落差別とヘイトスピーチに限られており、それ以外の分野での取組はありません。誹謗中傷等で苦しむ人が適切な支援を受けられるように考えていく必要があります。 次にホームレスの人権については、市内を巡回する中で状況把握と生活支援等を促している状況ですが、取組を進める上での課題の有無
--	---

	は分かりません。また、ホームレスへの偏見や差別意識をなくするための教育、啓発についての取組は現時点ではありません。 次に性的指向や性自認に関する人権問題については、市職員を対象とした理解促進の研修を実施しています。多様性を尊重する環境づくりとして、パートナーシップ制度を導入していますが、他自治体との制度連携はしていません。学校や職場環境改善に資する取組、非常時に当事者の方が適切な支援を受けるための取組は挙がっていません。啓発活動の推進では、多様な性に対する理解促進を目的した啓発となっていて、人権侵害を防ぐことを目的とした啓発の取組は見られません。 次に自死に関する人権問題については、地域におけるネットワークの強化として庁内関係部署による連絡会議を開催していますが、その効果や外部団体も交えた動きについては分かりません。自殺対策を支える人材育成として、ゲートキーパーの養成に取り組んでいますが、課題等の有無は分かっていません。市民向けの自殺予防普及啓発に取り組んでいますが、自死への差別や偏見を防ぐ取組は挙がっていません。また、ハイリスクの方への訪問相談・指導への取組を行っているが、生きることの促進要因を増やすための生きがいづくりや居場所づくりといった取組は挙がっていません。 次に貧困に関する人権問題については、生活困窮者の状況を確認し、自立支援につなげる取組を実施していますが、関係団体との連携や自立支援に向けた課題の有無については分かりません。子育ての部署を中心に子どもの貧困対策を図る施策を進めて行くことになりますが、現時点で主だった取組は挙がっていません。 次にさまざまな人権問題について、就労者の人権としては労働相談に係る取組があります。災害に伴う人権問題としては広域避難所運営対策の取組などがありますが、様々な利用者が想定される中でそれぞれ対応をどうしていくのか考えていく必要があります。災害時における人権侵害防止への啓発については具体的な取組は現時点ではありません。その他、拉致被害者等の人権について啓発活動に取り組んでいる状況です。 その他、特定の分野に当てはまらない人権に関する取組としては、市民等への人権啓発イベントの実施や人権擁護相談のほか、様々な立場の人を想定した取組が行われています。 以上で、議題（２）について説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	それでは、議題（２）について、委員の皆様で見ていただいた中でご意見、ご質問等があれば挙手にてお願いします。
山本委員	意見でなく感想ですが、例えば６番の外国につながりのある人の人

	権については、事務局の説明にもあったように、やさしい日本語への対応は、過去のこの会議の場で必要だという意見が出ました。ですから、この部分については今後もっと反映できるように取り組んでいただきたいと思います。 それと、10 番のインターネット等による人権侵害ですが、これは本当に垣根が無いというか、世界中どこから被害にあうか分かりません。情報として SNS の怖さなどは益々感じるところでありますし、小田原市としてインターネット等の人権侵害について特段進んでいるということはないと思いますので、他市と連携して勉強していただければと思います。
吉田委員長	ありがとうございます。その他、ございますか。
瀬戸委員	これを見た感想は、分かっていないという否定的な答で、肯定的なものはなく、これから皆がどのようにして取り組むのかということが必要だと考える事務局からの報告であったように思います。 今、山本委員がおっしゃったように、私たちの年代には届かない何かが起こっているようで、それについてどうしていったらよいものかと思わされます。
吉田委員長	ありがとうございます。その他、ございますか。 膨大な資料ですので、包括することが難しいかと思いますが。考えている間に、打ち合わせの中で出た話を申し上げますと、取組内容とそれについての実施結果と書いてしまうと、「研修を行いました」「何名参加しました」と書いてあるだけで、それを過年度と比較してとか、増減がどのようなであったかなどが分からない結果となりました。 おそらく、今年が初めてでしたので、書き方というか、書いてもらう項目自体もう少し考える必要があって、取組の実施結果と書くのか、それとも実施の対応と書くのか、どのように対応したのかを書いてもらうように工夫しなければ、このままでは課によってはよく分からないという結果がたくさんあるわけです。それで、課題のところが全然書かれていない取組もありますよね。そうすると、あまり問題意識が無く、昨年と同じようにこなしているようにも思われますし。 もう一つ、障がいのある方とか、外国籍の方のところで記載が少なかったりするのは、対象者からの意見が挙がらないのかなと。教育系のところは割とたくさん書いてあったりしますので、結局のところ、このような照会を投げられた時に、どのように記載して欲しいかという、こちらの期待が上手く伝わらないのかなと。期待した取組の対応であるとか、課題意識であるとか、そういった部分がしっかりと挙がってこない状態で、そもそも項目を考えなければいけないのではないかという話をしていました。そのような点もあるかと思うのですが、

	それぞれ委員のご専門のところもあると思いますので、この際、ご質問をいただけますと各課へ事務局の評価と併せて送り、またリアクションをとる、或いは修正なり加筆していただくことが出来ると思います。
瀬戸委員	民生委員児童委員協議会の立場で本委員会へ出席していますが、昨年度末まで保護司を 27 年間務めておりました。それで、このまとめの資料で、刑を終えて出所してきた人の人数として現状は少なくなっています。今は保護司として関わっている対象者の人数は 20 数名ですが、私が保護司となった頃は対象者が 100 名以上で、当時の 4 分の 1 程度になっています。それは、民生委員においても割と関わっていることから犯罪に手を染める人が少なくなっているように、私の実体験を通してそのように感じています。ただ、被害者の場合は、保護司も誰も関わっておりませんし、関わる人が少ない人権分野であると思います。保護司としてこれまで関わってきた中で、生活上での人権が阻害されていたり、家庭内での暴力を受けたりすることで、犯罪者となってしまうことがあります。小田原市としては、人権が守られている方であるように思いますが、一人も取り残さないという理念でありますから、より良い方策を皆で前向きに考えていってもらいたいと感じています。
大石副委員長	今の報告を聞いて思ったことは、どこまで現場に立っているのかなとすごく感じました。どちらかと言うと他人事の評価のように感じました。特に自死に関する問題であるとか、外国人の問題でいつも言っているのですが、居場所をつくる。要するに困った時に来て、なかなか自分の思いを言わないけれど、関係の中ではじめて、そういう問題を抱えていることが分かってくるわけです。ですから、情報をそのようにキャッチしていかないと、ペーパー上では何もありませんでした、職場の中では皆頑張っています、で終わってしまうわけです。根本的な問題の解決にはそれでは至らないように私は思います。だから、そういった居場所をつくる市民運動などがあれば、そういうところを支援するとか、そうやって子どもたちがどういう問題を抱えているのかを聞き出すことが大事ではないかと思います。これは、私が行っている NPO 法人の中でいつも出てくる問題です。何回もリストカットを繰り返してしまう子がいる、そういった子は学校へ行きたくない、それではどうしたら良いか、ここに来ていいよということで、話を聞く。常にそういう関係を築く中で問題を把握することをしなければ問題は解決しないと思います。 それと、外国人の問題で言うと、居場所をつくるというのは、「教室では自分しかいない」と思ってしまい、一人でいつも悩んでしまう。

	だけど、そういった居場所に来ると同じような子が居る。或いは、先輩で同じような子が居る。そういった事が子どもたちにとっては大きな支えになるわけです。そういう意味で、今後このような問題が出てきた時に、自分たちが行くことが出来る範囲の中でそのような居場所があるということは大きな意味を持つと思います。
山岸委員	子どもの人権という事で読ませていただいて、今、業務をする中で、県全体でみても、墜落分娩であるとか、飛び込み出産が多い状況です。今、乳児院とかが空いていないくらい、子どもを保護する場がないです。育っている子の人権もそうですが、そもそもの胎児の時から人権はあるのではないかと思います、それを考えてみると、望まない妊娠を防いだり、性教育をきちんと受けさせていくことに手をかけていけないといけないように思います。少子高齢化と言われていますが、子どもがいっぱい産まれているという感覚が児童相談所としてはあるわけです。一般に生活をされていると、そういったところは見えませんが、そうした現実があります。
関田委員	高齢者の施設で働いていて、地域包括支援センターとして地域の中での相談の事もしていたり、障がいのある人の相談窓口なども携わっています。仕事の中で問題が一度に現れる感覚がどこであるかと言うと、防災の話が出るときでありまして、女性の人権の中で防災の話が書いてありますが、ある意味、集約された問題が一度に集まるところです。この人をどのように守っていくのかと考えると、問題が一度に出てきて、人権問題もある意味ここに集約されてしまうのかなと思います。地域で暮らす高齢者をどうするかということもあれば、働いている人のことも考えると、女性がたくさん働いていますので、そのような方をどうするのかとか、子どもが来たらどうしよう、地域の人が来たらどうしよう、そこに精神の病を抱えた人が来たらどうしようとか、いろいろなことが全部凝縮されてしまうわけです。そして、それを解決するのはとても難しく、そういう方が近所にいるという感覚を防災の視点で考える時に思ったりするわけです。 例えば、社会福祉施設は地域の方の避難場所として機能したということが過去のどの災害現場でも言われてきましたので、地域の人々が逃げて来た時にどうするかと仕事の打ち合わせの中ですが、頼み先が無かったり、どこに頼めば良いとか、防災の話をきっかけに地域の問題が出てくるので、今回この資料を見ていて改めてこういう問題があるなと思いました。 最近の新聞で地域の防災担当の女性割合が10%程度しかないという記事がありましたので、小田原市はそういうところも意識したのかと思ったりしました。

	それと、各部署で同じような事を行っていると感じました。例えば子どもの人権教室がありますが、教育委員会でも実施していて、人権擁護委員でも教材を使っていじめの問題について行っているわけですが、重複して行っているのかと思いました。良い事を行っているわけですが、部署でバラバラに行っているのかなと。なお且つ効果測定もされないみたいな話であると、やる限りは効果があるのか知りたいわけでありすし。今回、網羅的にこの問題についてはどの部署でこういう事を行っていますという資料が出ましたので、今後、複数の取組をあわせてしまうとか、重複しているものを別の内容に変えるであるとか、そういうことが出てくるのかなと思いました。
吉田委員長	ありがとうございます。他にはございますか。
※委員からの意見なし	
吉田委員長	どうでしょうか。感想はたくさん出てきますが、こうしたら良いというご提案はあまり無いのですが、私としては課題が未記入のところに事務局から記入を依頼してもらえますか。書きようがないところもありますし、取組内容に課題が書いてあって書き方の問題もあるのかとも思います。 ただ、単純に「継続する」と書いてあって、そういった取組は課題を洗っていただいて、記載内容を改めていただけますか。効果が分かりにくいことがあるかもしれませんが、それであれば効果がよく分からないと記載してもらおう方が良いかもしれませんし。 研修の効果や課題はどのように測りますか。「研修を実施しました。そこまで。」という回答がよくあって、それ自体が課題であると思うわけですが、研修の実施を取組内容に挙げているところに、効果や課題についてどのように洗いますかと投げてみたい気がします。参加人数が書いてあるが、昨年と比べてどうですかと、研修内容に新しく入れたものがありますかとか、或いは研修の効果をどうやって測っていますかとか、感想をとっていますかとか。職員は単純に研修に参加したら終わりなのでしょうか。何も書かないのでしょうか。どのようにされるかは各課の考え次第だと思いますが、やはりそういうタイプの取組に効果測定をどのようにしていくかであるとか、課題をどのように洗うかは共通の問題であると思います。 委員の皆様で、他に書き加えて欲しいことはございますか。
須田委員	昨年度までで取り組んだ内容をまとめて記載しているわけですが、それまで行政で事務的に継続して行ってきたものを、評価をするからいきなりこの表に落とし込んでくれと言うのは、書き方などが難しかったのかなと印象として感じました。やはり、まとめて話されたように、分からないという言葉が多いというのを実感したところです。全

	てでなくても、中期的にとか、長期的にとか、1年位で出来るものであるとか、毎年今まで取り組んできたものだけでも、少なくともその取組が何を目的としてやってきたのかが見えていないと、課題が分かりづらいのではないかと思います。 例えば、先ほどの話に合った研修であれば、この分野のことを職員に理解してもらうことを目的として研修を実施しました。それで、研修を受けた方にアンケートを実施するとか。研修を受けて少しわかったということならば、今回はここまで理解出来たから、次はこういう風にしようとか、課題が見えてくると思うわけです。 職員が研修へ出席し肌で感じている部分もあるかとは思いますが、課題を出すためには目的が分からないと、ハラスメントの防止です、人権の啓発をします、配りました、だけではないと思います。配ったことで何があったのか、何を受けたのか、去年が100人しか参加しなかったが今年は150人来たというならば、プラスでこういった啓発ができたとか。取組を行う目的は、業務が繁忙になると見失ってしまうので、多少なりとも結果が分かりやすい項目でも良いと思うので、そういうのを見据えたうえで、今後こういう風にしていきたいということまで、あるのであれば書き足していただきたい。そうすると、私たち委員ももう少し見やすくなると思います。継続も大事ですが、効果が無い取組は他の課の取組とあわせていくとか、この資料を他の課の方が見た時に、一緒に取組が出来るのではないかとか、そういった違う資料としても使えるように思います。
吉田委員長	そうですね。前から順番に見ていくと、調査研究をしましたと書いてあって、そしてその後の課題が書いていないので。基本的に全項目を記入していただくようにしないと。実は、これまでは関係課を呼んで質問をしていましたが、それが出来ないのです。他課等と連携しているところはこれほどスペースを取る必要は無かったかもしれませんが、課題のところ为空欄というのはいただきたいと思うのと、取組内容と実施結果と書いたのが良くなかったんでしょうかね。対応などと書くほうが良かったのか、どのようにやりましたかという部分が多く出てこない。前の方に書かれているのでコメントを付けて申し訳ないですが、図書館では本を買われたのは良いのですが貸し出し実績はどうであるかも書いていないし、貸し出しが少ないのであれば周知が課題であったり、そういうことが考えられると思うわけですが、そうしたことも書いていなくて事実だけを書いている。 人権・男女共同参画課の取組でも、答申を出しましたがその後について書いていないので、だから全部の項目を一応書くということが必要なのではないでしょうか。延長保育や一時保育の取組もやっておられるので

	すが、課題が無いわけがないと思うんです。空欄はあり得ないと思います。
山岸委員	これを見ていると取組名、その後が取組内容となっているが、取組の目的がない。目的の記載があれば、それに対して、今取り組んでいるものはこうであって、そういう結果が出たからそこから取組が完了しているのか、それとも新しいものを出すのか、そういうことが整理できるのかなと感じました。
吉田委員長	ですから、この取組の目的と内容という形で書いてもらって、目的を補記してもらうように、おそらく項目を増やさないといけないのでしょね。目的と内容、それと対応としてどのようにしたのか、そして結果が必要であって、それが分かるように項目欄を、来年度というか、直す必要があると思います。例えば右側の子どもの参画力の育成の取組も、育むと書いてあって、やりましたと書いてあるわけですが、課題はというと・・・課題は山積だと思うのですが。やはり書いていないのはおかしいと思います。 障がいのある方とところで空欄なのは、リアクションがとれなかったりすることもあるのかなと思いますが、それでもやはり課題について考える必要はありますよね。それで良かったのかどうか。7ページのところでも書いてあることが非常に薄かったりしますし。 もう一回書いてもらうように依頼してもらえますか。特に書いていないところは。
事務局【大澤主任】	委員の皆様からいただいた課題の部分も含めまして、足りていないところがあると事務局としても思う部分はございます。そこはお願いをして埋めていくようにしていきます。
事務局【内田課長】	今回、この表については、初めてこのような形で各課から集めてまとめたわけでありまして。目的や課題、対応などについてご指摘をいただき、事務局としても課題が無いとか空欄であるとか、これはどうかと思いつつ、所管課から出されたものを、まとめたということでございます。今後については、空欄が無いように、意味合いを各課と共通認識を取りながら、表についてもブラッシュアップしていけたらと思っています。今回はテストケースで示したということで、ご指摘いただいた箇所は改善していこうと思います。
吉田委員長	他に委員の方からありますか。
遠藤委員	項目の件については、お話がありましたのでいろいろと見直しが必要であるかと思っています。 連携というところで、他課等と連携している内容とありますが、役所の内部での連携は分かるのですが、社会福祉法人であったり、特に民生委員などは全部の課題に関わっていたりして、様々な施策と連携

	して行っていると思いますの。その辺りがもう少し記載があると良いかと思いました。 それと、全般的に支援を受けている方は良いのですが、どうしても目に見えない方であったり、SOSを発信出来ない方というのはかなりいらっしゃると思いますので、そういった方に対してどのように支援を提供していくかというところが、この資料の中から少しでもヒントになれば良いと思いました。
瀬戸委員	社会福祉協議会とか、クローバーという施設などの中間組織との連携が小田原市にはあって、民生委員はそういった組織に挙げるだけです。社会福祉協議会ではまると相談ということを行っておりまして、高齢者の引きこもりであるとか、いろいろな家族のことを地域で民生委員が知ると、まると相談をしている社会福祉協議会へ行って、相談に乗ってもらっているわけです。しかし、そういった組織の人数はすごく少なく、社会福祉協議会と市でももう少し連携すれば、道がもっと開くように私は思います。 それで、ここに社会福祉協議会のことが書いておらず、先ほどのクローバーという組織は障がいの包括支援をしているところですが、職員が10人もいないわけです。そのため、とても忙しくて、障がいの相談に行っても、面接の時間が足りないわけですし、そうした中間組織が小田原市で充実してくれると、その下で動いている人たちも、中間組織ともっと連携が取れるようになると思います。ここには行政の事しか書いていませんが、そのようなところをもう少し付け加えていただけると、人権について動いている姿も見えますし、問題点も明らかになってくるように思います。
吉田委員長	他課等と連携している内容と書いてあって、殆どが行政内部であって、NPOなどとはどのようにしているとか、もう少し書いてもらおうと、もっと実態がよく分かるものになるのではないかとということでしょうか。
事務局【大澤主任】	回答のお願いを各課に対して行った時には、事務局の意図としては庁内の連携だけでなく、外部の関係する団体も含めて、どういう組織とどのようなつながりをしているのか、書いてもらうことをイメージしていました。しかし、各課には上手く伝わっていませんでしたので、見直す必要があると感じています。
吉田委員長	表題のところを「他課や外部団体との連携している内容」とか、「連携の対応」というか、書き方ですね。 人権・男女共同参画課の取組のところの一つお聞きしたいのですが、17ページの「日本語教室への支援」というところで、「日本語教室に対して市としてどのように支援することが望ましいのか検討が必要」と

	書いてありまして、場所等を借りられる場合に公民館とかでされることが多いのではないかと思いますのですが、利用料はとっていますか。公民館の利用料はサークル扱いでとっていますか。
事務局【大澤主任】	公民館ですと、自治会に管理を委ねているかと思うのですが。
吉田委員長	そういった財政的な支援というのはないのでしょうか。
事務局【大澤主任】	公民館は生涯学習課という部署が所管となっておりまして、私の記憶ですとそういった事は無かったように思います。
吉田委員長	或いは、参加者の人数がとても増えているところがあって、この間、たまたま見学に行ってきたわけですが、5人の殆ど初心者の方を1人で教えている状況でした。人手が非常に不足していて、募集をどうやってするかが難しいとか、そういった問題もあるので、もしかしたら先生を雇って派遣するといったことも必要なのかと思ったりします。
二見委員	日本語教室の支援は、市民活動のボランティア団体が2団体ありまして、小田原市の市民団体に登録していますので無料の場所で行っています。ですが、外国人の方がとても増えていまして、いつもいっぱい、場所取りが大変だと聞いています。しかし、そういった場所取りはボランティアの方々がしていますので、行政でとっているわけではないと伺ったことがあります。そういう面でも、後方支援を実施と書いてありますが、もう少し具体的な支援をしてあげると。いずれにしても、そういう課題の対応が書いてあるわけですが、取組はあるけど未実施とか、相談に応じて支援していくとか、受け身の姿勢で、こちらからの働きかけがないような気がするので、もう少し末端のところに行き行政として深く入り込み、伺ってそれを問題提起していく、それを課題、そして課題への対応にしていっていいのではないかと思います。課題の対応のところも、もう少し深く考えて変えていただきたいと思います。
吉田委員長	結局、関わっているところと意見交換をして、課題等を確認して書いてくださいと。課題はあるのだけれど把握が出来ていないのではないですか、ということですね。 この間、見学に行って、ただの研究者で見学の人だと分かったと、とてもがっかりされました。ボランティアの増員だと思われて喜んでおられました。それくらいとても大変ですが、そういう部分は行ってみないと見えないわけですね。 ホームレスの見回りのところも継続すると書いてありましたが、今後の課題とかも、ネットカフェで過ごされる方も多くなって、外で寝る人が減っています。小田原の状況は分かりませんが、ですから、これでは分からないんですよ。市役所の方は昼間しか行かれないですし、現場で夜にパトロールしている方との意見交換をするべきですよ。で

	すから、課題に何も書いていないのは何かありますよね。
大石副委員長	現場との連携はすごく大事であって、そこが欠けてしまうと実態が掴めないまま空論で終わってしまうと思います。私の団体では、学校からしょっちゅう来ますし、役所からも来ますし、こちらが困った時にもいつでも顔でつながっているのです、そういう形で一つ一つ問題を解決していくことをしています。そういう意味では、現場と学校、行政、関係施設との連携というのは切らすことはできないです。特に外国人については、そういうふうにしていかないと問題の解決は追いつかなくなるのではないかと思います。
吉田委員長	まとめると、課題や取組の状況などを考える時に、関係諸団体との意見交換も踏まえて、課題はあると思いますので、当事者の方に聞くことなども方法としてあると思いますので、そこをしっかりと検討してから記入してくださいと申し上げたとしたらよろしいでしょうか。
大石副委員長	それで、その必要性を役所側が認めているのであれば、それに対する何らかの支援をするとか、例えばスペースを確保するとか、こっちが出来ることなど、いろいろあると思いますので、現場は現場に任せて、そこの運営であるとか、違うところでの支援をというか、互いに関係を密にしながらやっていくことを考えていくのが必要ではないかと思います。
吉田委員長	ただ、もうボランティアで受け止めきれなくなったら、それは行政レベルに上げないといけなくて、この間の日本語教室を見に行ってもそのように思いました。素人の方が教えるにはキャパシティを超えているとその時思ったのですが、小田原市の状況は分かりませんが。複数のレベルがあって、上のクラスは人数が少ないし、日本語も上手な方ですので1人で対応することも出来るのかもしれませんが、初めて来られた方に対応するというのは無理であるような気がしました。人を派遣した方がいいとか、やはり現場の様子を聞かないことには分からないことがたくさんあると思います。
吉田委員長	それで、時間も12時までということで、次の議題の(3)は、同じ資料を違う観点で整理したものになりますので、そこらは中身まではよくて、取組状況の基本施策で、先ほどの情報を編集したものですから資料3-2に基づいて説明していただいたらよろしいですかね。それで、議題(2)も含めて意見交換が出来ればと思っています。 事務局で説明してもらえますか。

議題(3) 指針第3章に関する各課取組の確認結果について

事務局【大澤主任】	それでは、議題(3)「指針第3章に関する各課取組の確認結果について」説明させていただきます。
-----------	--

	資料３－２で説明させていただきます。 始めに、人権教育・啓発の推進の内、学校教育においてですが、人権侵害を防ぐことを目的として、いじめに係る教育や情報モラルを学ぶ取組などを行っています。事象が起こった後の対処を目的とした取組では、ＳＯＳの出し方を学ぶ取組を行っています。中学生を対象とした取組は、作文の実施や情報モラルを学ぶ取組がありますが、人権に関する学習としてどのような内容でどの程度実施されているかは分かりません。いじめであったり、SNSの正しい使い方など、子どもたちが身近に関わる人権問題が取組の中心になっていると考えます。 次に人権教育・啓発の推進の内、社会教育においては、不特定多数の市民を対象とした取組では、人権講演会のほか、男女共同参画や女性活躍の各種セミナーの開催、終活講座、障がいへの理解促進の取組を実施しています。所管で関わりのある関係者へ向けた取組としては、ハラスメントや虐待防止等を実施している。様々な人権分野がある中で、市民にとって学ぶ機会が十分に提供できているかは分からない状況です。 また、取組は行政から市民等へ人権問題への関心を深め、参加者の意識変容を促す取組が多く、市民が主体的に人権問題のことで学習したりすることへの支援は殆どありません（女性活躍推進にあたり企業向けの支援の取組はある）。不特定多数が参加できる取組では、幅広い年齢層に参加してもらうことが課題として挙げられます。 次に、人権教育・啓発の推進の内、市民啓発においては、人権全般に関する周知啓発のほか、女性、障がい者、自死、疾病など、様々な分野の啓発に取り組んでいる。啓発については、国や県など行政機関と連携した取組も一部あるが、多くは市単独で行っているケースが多い状況である。また、民間団体と連携して啓発している取組は見当たらない。啓発活動による効果がどのように表れているのか、効果測定が難しいと言える。 次に人権教育・啓発の推進の内、行政職員に対してでは、人権施策を推進する人権・男女共同参画課や職員育成を担う部署だけでなく、庁内の複数の所管で人権教育を実施していますが、取組を実施している部署は限られている状況です。また、市職員として人権感覚を身に付ける必要がある中で、所属の業務と関連する人権分野では研修受講はあるものの、関連がない分野では受講人数が少ない状況です。既存の取組の中で人権に係る職員教育が充足しているのかは言えないのではないかと考えます。 次に相談・支援の充実の内、相談窓口の充実については、相談内容が多様化、複雑化しているため、相談員の増員やスキルアップの他、
--	---

	相談に係る事務負担の軽減などが課題となっています。個人の相談内容に合わせた対応が求められることがあるため、他の部署や専門機関と連携しながら対応していることが多い状況です。 次に相談・支援の充実の内、相談から支援につなげる体制の強化では、いじめ、虐待、DV など人権侵害行為等に対して支援していく取組や生活上の悩みや困っている事に対する支援に関する取組が殆どである。市で実施している取組を充実させていくことについて課題意識を持っている取組が少ない中で、取組を通じて情報を伝えるべき人に十分に提供できているかは読み取れない。また、庁内外での関係機関との連携強化を課題としている取組が複数ある中で連携強化をして何に対応していく考えであるのかが明らかになっていない取組が多い状況です。民間団体との連携については、福祉や医療分野では連携している状況が多く見られるが、それ以外ではあまり見られない状況です。 次に相談・支援の充実の内、専門相談員の確保と養成については、専門的な相談員が必要な取組の多くは、関係機関と連携しながら解決を図っているケースが多く、専門的知識の取得とともに連携強化が必要と考えられます。専門相談員が求められる取組は命を守ることに関わる取組が多い状況です。こうした専門的な相談業務は相談件数の増加に対して求められていることや個々のケースできめ細かな対応が求められていることから、相談員に負荷が生じており、対策が課題となっています。また、専門相談員の確保と養成という視点で、妨げている課題等は読み取れていません。 次に人権施策推進に向けた多様な主体との連携については、市の人権施策として挙げられた取組全体を見た時に、取組を行っている所管と直接的に関係する団体との連携が多い状況ですが、中には高齢者の認知症への理解促進で金融機関と連携したケースや障がい者の就労支援で農業や水産業と連携するなど、異業種との連携が行われている取組も見られます。 以上で、議題（３）の説明を終わらせていただきます。
吉田委員長	ただ今の事務局からの説明についてご意見、ご質問等はございますか。 ２点ほど聞きたいのですが、研修をやりました、という事と並んで、効果測定が難しいこととしては、パネル展示をしたとか、そういった取組かと思うのですが、当然ながら展示のところに人が付いているわけでもないと思いますし、感想を聞くことも難しいかと思います。何か方策はありますか。
事務局【内田課長】	一つの方策としては、リーフレット等を机に置いて、その枚数の減り具合で確認する方法が考えられます。リーフレットを持っていった

	人はパネルを見て行かれていると思います。リーフレットを持っていないで見ている人は分かりませんので、正確な人数の測定とは言えませんが、参考となる方法ではあります。 市で給食展を実施したときは、子ども向けのレシピであるとか、栄養価が分かる資料などを置いておくと、持っていかれる人がおりまして、そこで人数をカウントするといった工夫をしている部署もあります。
吉田委員長	そういうことを実施結果のところに、書かれたりするのでしょうかね。
事務局【内田課長】	そうですね。実施している課は、結果のところに書いていただけると、どの程度の効果があるのかが分かるかと思います。
吉田委員長	わかりました。ありがとうございます。 或いは、QRコードで読み込んで感想を書くであるとか、おそらくそういったことでしょうね。 もう1点、相談支援のところで、先ほど関田委員と話しをしていたのですが、窓口を設置しても相談が無い場合がかなり多いと聞きました。相談がどこからどのようなルートで来るのかを検討してみないと、現場で処理をされているのかどうなのか…。どうしたら良いのでしょうかね。
瀬戸委員	市の相談事業で心配事相談というのがありまして、月曜日に2時間ほど実施しています。それについては、この頃相談件数が多くなっています。毎週2件程度は相談がありまして、広報に載せているだけで来てくれるのは、オープンな形になってきているのかなと思ったりします。
吉田委員長	どうなのでしょう。周知方法の問題でしょうかね。
瀬戸委員	それで、相談を社協へつないだり、行政へつなぐわけですが、何処へ相談したら良いのかが分からない方が多いわけですが、それは人権の課でやっているわけですよ。心配事相談というのは。
事務局【大澤主任】	委員がおっしゃられた心配事相談は、窓口としては市民相談係という部署で、人権・男女共同参画課とは違う地域安全課という部署が所管しています。その中で、弁護士の法律相談があったり、困り事の相談であったり、先ほどの人権擁護相談もメニューの一つとしてあるということです。
瀬戸委員	法律相談は分かりませんが、心配事相談については、割と来るようになったんです。相談があればこちらに行ってみてくださいとか、民生委員の仕事としてつなぐことが出来るわけです。
吉田委員長	ワンストップの相談という言い方をするのでしょうか、そこに行けば何とかしてもらえるとといったタイプの相談のほう窓口として良い

	とか、そういうことでしょうかね。
瀬戸委員	そうですね。
吉田委員長	人権相談と書いてあると来なくて…。
関田委員	人権擁護委員として、第2火曜日に市役所の一室で相談窓口を開いています。相談が無い事も多くて、人権擁護委員としてもこれは効果がないからどうしようかといった意見が出始めているのも事実です。私自身が言うのもなんですが、人権相談というのは表現が固くてハードルが高いだろうなと思います。よほどのことがあるか、すごく思い込んでいるとか、そういった方が来るのかなと。相談内容を聞いていると、相談の範疇ではないのではないかとといったことも多かったです。ですから、一般の市民の方が人権のことでとても悩んでいます、相談に来ましたというのは、正直なところ私はこれまで受けたことがないです。
吉田委員長	少なくとも、正面を切って来ない、どこか違うところに行かれる…。
関田委員	横浜に人権の電話相談の窓口がありまして、県内の人権擁護委員が交代でそこに行くわけですが、そこで電話がかかってくると、人権問題の相談が多いです。それは、電話だから相談がしやすいのかなと思います。
瀬戸委員	月に1回ですよ。
関田委員	市で行っている相談は月1回です。相談窓口を開きました、皆さん来て下さいといった形ではありません。尋ねて行って、聞かないとここで相談をしていますというのは分からないと思います。ですから、PRの仕方なのかなと思います。
吉田委員長	2ページのところに窓口の充実と書いてありますが、窓口の立て付けとか、電話でとるとか、相談を受けるルートを考える必要がありますよね。
大石副委員長	私のところでも在日外国人の教育・生活相談をやっていますが、件数は年間で1,000件くらいです。何曜日の何時にこの言語の方は来て下さい、といってもそれは無理だと思います。飛び込んでくるようなこと、それから時間帯ですね。昼間の時間帯ではなく、子どもが家に帰って、親子で対面した時にけんかが始まってしまったとか、夫婦でも起こるとか。ですから、スマートフォンからの相談もいつもオープンにしておくとか、そういったことで相談が入ってくると思います。もちろん、私どもの団体だけで解決出来ない問題であれば、翌日に役所へ連絡したりして、解決に向かっていくのだと思います。現場にある相談として、そうした居場所を使つての相談は利用価値があると思います。 それから、役所だと在留資格に関する相談があった時に、それはす

	ぐに入管に行ってくださいとなると、拘束されてしまったり、いろいろな問題が出てきてしまうので、ワンクッションを置いたほうが相談しやすいというのがあると思いますね。
遠藤委員	相談窓口の話題が出ておりますが、先ほど話に出ましたが、社会福祉協議会では、福祉まるごと相談を設置しておりまして、相談内容は何でもいいですということで、性別、年代も関わらず何か困り事があれば話してくださいという窓口でありますけれど、相談を受けた時にどこの機関にも関わっていないような方がけっこういらっしゃるわけです。例えば、障がいをお持ちの方から相談があった時、お母さんの高齢の問題があったとします。障がいのケースワーカーが対応する中で、そこで高齢に係るケースワーカーとの連携がなかなか取れなかったりとか、そういったところを社協がつないでいく役割をしたり、どこにも関わっていない場合であれば、問題解決できるように職員が最後まで寄り添いますという窓口となっています。当然、これには行政として、福祉分野での連携はとれているわけではありますが、他に全庁的な連携が強くなっていくと良いと思っています。
吉田委員長	さて、あと 10 分程度の時間なのですが、特にご発言したい方はいらっしゃいますか。
山岸委員	相談・支援の充実ということで、資料 3-2 の 2 ページ、相談から支援につながる体制の強化の 3 点目で、連携強化して対応すべき課題が明らかになっていない取組が多いとか、その下に、連携している機関が多い取組には、関係機関による共通認識が得られにくいことが課題であると書いてあります。これは、折角多くの機関が関わっている中で、今後この課題についてはどのように整理していくのでしょうか。逆に、たくさん関係機関がいて解決出来ないのであれば、関係機関を絞るとか、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。
吉田委員長	これは、どこが検討するのでしょうかね。各課でしょうか。 今の質問は、まとめ方を事務局に考えていただくとして、それで、議題（４）というのが、事務局で意見を予め書いたわけではありますが、これについてざっとご覧いただいたうえで、外さないといけない項目はありますでしょうか。ご覧になりましたでしょうか。
大石副委員長	この議題（４）は、かなりいろいろと問題があるなと思ひまして、これは事務局からの意見であると思いますが、推進委員会としての意見としては問題があるなと思ひました。 例えばですね、同和問題などでもインターネットでの差別表現などがあった時は止めさせるような措置を取らなければいけないと思いますが、支援策を充実させるという書き方では甘いとか…。 それと、孤立しているこどもたちとか、困った時にどうして良いか

	分からず悩んでいる、そういうのは悩みをうまく引き出すことを考えないと解決に向かわないので、そういう部分が表現としても足りないのではないかと思います。 他にもいろいろとあるんですよ。例えば、インターネット上で人権侵害をしない、また、被害に会わないようにするためにと書いてありますけれど、ネット上の問題は加害の人が問題なんです。被害を受けないようにすることも大事であると思いますが、常に攻撃しているような人をどうやって食い止めるか、場合によっては罰しなくてはいけないと思いますし。説得しなければいけないですし。そういう部分が対応としては曖昧な感じがします。具体的に、法的に何が出来るのかをしっかりと書かなければいけないと思います。
吉田委員長	そうですね。会場を空けなければいけないので時間的に厳しいのですが、意見シートがついていますので、もう一度、この資料4について…。既に議論している中で全然違った意見が出てきておりますし、書き直しが必要だと思います。先ほど大石委員がおっしゃったように加えていただいて、このところはこうするべきではないかと書いていただいて、再度、事務局で練っていただいて、回覧でよろしいですか。
事務局【大澤主任】	時間的な兼ね合いもありまして、今回、議題（４）の話を出来ていない状況であります。委員の皆様から、この場でなくとも、記載したい事項が様々あるかと思います。この提案シートだけでは書ききれないかと思いますので、何かしらのフォーマットを事務局で用意させていただいて、委員の皆様から質問等を出していただき、そのうえで議題（４）について次回の委員会で深い議論をする、そういった流れがよろしいかと思います。
吉田委員長	しかし、一度、フィードバックをしないといけないですよ。次回の会議の前に。考察結果の作成と書いていますよね。次の委員会はこの時点で。
事務局【大澤主任】	次回の委員会の見通しは10月上旬から中旬あたりかと想定しています。
吉田委員長	そうすると、進め方の表によると、提言等の作成、考察結果の作成、そして庁内各課へ通知していただかないといけないと思いますので、その手前で一度とりまとめる必要があって、そうすると今日挙げた意見やフォーマットによる意見をまとめて、資料4を再作成していただき、回覧して戻す他は無いと思うのですが。それで、先ほどの意見であったように、しっかりと書いてくださいとか、目的であるとか、各課からどの程度のリアクションがあるか分かりませんが、それを取りまとめて10月に見ないことには話が進まないですよ。
事務局【大澤主任】	その辺りの各課へお願いしていく作業時間も含めると、この年間

	スケジュールはもう少し後ろにずらすこともあり得るかと思います。寧ろ、次の会議としては、皆様からの意見をいただいた上で、それを各課に投げていく必要があると思うのですが、課題であるとか、埋まっていないところは出来る限り埋めてもらったうえで、次の会議に提出するほうがよろしいかと思います。
吉田委員長	そうすると、答申案は後ろにずれるのでしょうか。もう1回会議があるということでしょうか。
事務局【大澤主任】	昨年度から進めてきました、進め方の方策が諮問事項でありまして、これまで積み重ねてきた議論の方向性はゆるがないと思います。ですから、そこは答申案としてある程度、次の会議の時に示しできると思っています。具体的に、この分野にはこういう取組が必要であるとか、そういうところは答申案に入れるとなると、当然ながら今日議論した内容をブラッシュアップしないと入れられません。しかし、諮問事項は人権施策を計画的に進めていくための必要な方策でありますので、これまでの議論の積み重ねにより答申案として委員の皆様にお示しできる、そういうことです。
吉田委員長	そうすると、やり方のところを答申に入れるつもりでいらっしゃるということで、それは10月に示せるだろうと。
事務局【大澤主任】	はい。そこはたたき台としてご説明をしておかないことには…。いきなりというのは失礼な話かと思いますので。
吉田委員長	私としては、もう一度10月以降に委員会があるのかを知りたいと思ったものです。
事務局【大澤主任】	この状況で言うと、やる必要はあるだろうと思います。
吉田委員長	わかりました。そうすると、次の委員会の時までには今日の議論が反映されることを願っています。 そうしましたら、ご意見シートであるとか、後日送られるフォーマットでご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 駆け足となりましたが、充実した議論が出来たのではないかと考えております。それでは、事務局で他に何かございますか。
事務局【内田課長】	やはり、今回の会議では、資料4のところが皆さんの意見がいろいろと拾いきれていない状況でございますので、意見を送っていただければ、今回の会議としてのとりまとめが出来ますので。そして、各課に対し意見をフィードバックして、資料2、資料3をブラッシュアップして、資料4を再度編集したものを次回に提示しようと思いますので、そのような流れでよろしくお願いいたします。
吉田委員長	その他（5）として、特にご発言したいことがあればということで、お聞きするところではございますが、時間がちょっとありませんので、もしあれば提案シートにご感想なり、ご意見なりを書いてください。

	今日のところは議事終了とさせていただきます。
事務局【熊坂係長】	委員の皆様、本日はありがとうございました。 本日の議事に関するご意見等がありましたら、机上配布しております「提案シート」により、事務局へご提出をお願いいたします。 これで終了とさせていただきます。